

広島県告示第百十九号

平成十六年広島県告示第七百八十七号（港湾法の規定による広島圏都市計画広島港臨港地区内における分区の指定）の一部を次のように変更する。

なお、関係図書を広島県土木建築局港湾振興課及び広島県広島港湾振興事務所港営課において縦覧に供する。

令和七年一月三十日

広島港湾管理者 広島県
代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

		変更後		変更前	
計	（略）	分区	区域	分区	区域
計	（略）	修景厚 生港区	広島市南区宇品海岸一丁目、同宇品海岸三丁目、広島市西区観音新町四丁目、広島市中区吉島新町一丁目、同吉島新町二丁目、同光南四丁目、同光南五丁目、同南吉島一丁目、広島市佐伯区海老山南一丁目、同海老山南二丁目、同五日市港一丁目、同五日市港四丁目、同五日市町、同五日市町地先公有水面埋立地、安芸郡坂町平成ケ浜四丁目、同町平成ケ浜五丁目、同町魚見、同町水尻及び同町水落山のそれぞれの一部	修景厚 生港区	広島市南区宇品海岸一丁目、同宇品海岸三丁目、広島市西区観音新町四丁目、広島市中区吉島新町一丁目、同吉島新町二丁目、同光南四丁目、同光南五丁目、同南吉島一丁目、広島市佐伯区海老山南一丁目、同海老山南二丁目、同五日市港一丁目、同五日市港四丁目、同五日市町、同五日市町地先公有水面埋立地、安芸郡坂町平成ケ浜四丁目、同町平成ケ浜五丁目、同町水落山及び同町水落山地先公有水面埋立地のそれぞれの一部
七七七・六	（略）	七八・四	面積 （ヘクタール）	（略）	面積 （ヘクタール）
計	（略）	修景厚 生港区	（略）	計	（略）
七七六・三	（略）	七七・一	（略）	七七六・三	（略）